

保存期間：3年
(平成28年12月末まで)

質問応答記録書作成の手引

平成25年6月
国税庁課税総括課

目 次

○ はしがき	04
○ 質問応答記録書の作成の基本的なフロー	05
○ 質問応答記録書記載に当たっての基本的事項	08
○ 作成例	
【質問応答記録書の作成例】	
① 相続税調査（預金口座の原資確認等）の例（問答式による作成）	12
② 相続税調査（預金口座の原資確認等）の例（問答式以外の方法による作成）	15
③ 法人税調査（通謀による外注費の繰上計上）の例（問答式による作成）	18
【調査報告書の作成例】	
① 質問応答記録書の作成が困難な場合	21
② 法人税調査（未払金経理をした賞与を否認する場合）の例	24
③ 質問応答記録書の作成後に統括官等に報告する場合の例	26
④ 質問応答記録書の作成（署名押印・契印）後に誤記が判明した場合	27
○ FAQ	
【質問応答記録書等の作成】	
問1 質問応答記録書は、どのような場合に作成するのか	28
問2 質問応答記録書の作成が必要となる具体例を教えてください	29
問3 調査報告書は、どのような場合に作成するのか	30
問4 質問応答記録書の作成に当たって、作成趣旨等をどのように説明すればよいのか	31
問5 質問応答記録書は、その場で回答者の面前で作成する必要があるのか	31
問6 記録者である調査担当者が、質問者に追加的な質問を促してもよいか	31
問7 調査担当者が1名であっても、質問応答記録書を作成してもよいか	32
問8 質問応答記録書をパソコンで作成することは可能か	32
問9 質問応答記録書や調査報告書は、問答式により作成するのか	32
【回答者に対する読み上げ・提示】	
問10 質問応答記録書の記載内容を回答者に対し読み上げた後、提示し、閲読させる必要はあるか	32
問11 質問応答記録書の読み上げ・提示後、回答者から記載内容につき追加・削除・変更の申立てがあった場合はどのように対応すべきか	33
問12 質問応答記録書の内容につき挿入・削除を行う場合に、その箇所に質問	

者及び回答者の認印は必要か	34
---------------	----

〔回答者に対する署名押印・確認印の求め〕

問 13 回答者の署名押印前の「回答者」の肩書記載は誰が行うのか	34
問 14 回答者の署名は、記名印（氏名・名称をゴム印にしたもの）の押印でもよいのか	34
問 15 回答者が署名押印を拒否した場合は、どのようにすればよいのか	35
問 16 質問応答記録書本文の記載が、ページの最終行になってしまった場合、回答者の署名押印はどこに求めるのか	35
問 17 回答者に求める「確認印」は、添付資料のページにも必要か	35
問 18 税務代理権限がある税理士や弁護士が質問調査に同席した場合、税理士や弁護士に署名押印を求める必要はあるか	35

〔奥書の記載、調査担当者の署名押印、編てつ・契印〕

問 19 奥書の記載について、回答者の署名押印した行以降を余白として、次のページとしてよいか	36
問 20 回答者が署名押印を拒否した場合、奥書はどのように記載すべきか	37
問 21 調査担当者が1名で質問応答記録書を作成した場合、「記録者」の署名押印は必要ないか	37
問 22 記録者が行う「契印」は、どのようにして行えばよいのか	38
問 23 質問者、回答者が「契印」を行う必要はないのか	38
問 24 奥書記載等を帰署後行ってもよいのか	38

〔作成終了後〕

問 25 質問応答記録書を完成させた後に、編てつ誤りや誤字等に気付いた場合、訂正できるのか	38
問 26 質問応答記録書を完成させた後に、回答者から、後日、訂正・変更の申請があった場合、どのように対応すべきか	39
問 27 質問応答記録書の保管の際に、綴込用の穴を開けてもよいのか（又はひと回り大きい封筒等に穴を開け、それに入れて保管すべきか）	39
問 28 回答者から質問応答記録書の写しの交付を求められた場合、どのように対応すべきか	39

〔記載要領〕

問 29 回答者が外国人の場合、質問応答記録書（1ページ目の前書）の「回答者 氏名」欄はどのように記載するのか	39
問 30 回答者が、実名とは別に、通称等を用いている場合、質問応答記録書（1ページ目の前書）の「回答者 氏名」欄はどのように記載するのか	40

問 31 質問応答形式の作成に当たって、それぞれの「問」及びそれに対応する 「答」に番号を付す必要があるか	40
問 32 質問応答の冒頭において、回答者の①住所、②氏名、③年齢、④職業を 質問する必要はあるか	40
問 33 質問応答の過程で、回答者に資料等の物件を提示した場合、「質問応答の 要旨」の本文にどのようにその旨を記載すればよいか	40
問 34 質問応答の過程で、回答者に対し資料等への書き込みを求めた場合、 「質問応答の要旨」の本文にどのようにその旨を記載すればよいか	41
問 35 [REDACTED]	42
問 36 方言・専門用語・業界用語・略語等、一般に理解し難い語句が使用され た場合、「質問応答の要旨」の本文にはそのまま記載することになるのか	42
問 37 回答者が外国人の場合、署名は母国語による署名でよいか	43
問 38 回答者の押印は、実印である必要があるか	43
問 39 回答者が印鑑を所持していない場合、指印によって差し支えないか	43
問 40 同一人に対し、質問調査を複数日行って得られた回答を一の質問応答書 にする場合、前書や質問者・記録者の署名押印前の日付はどのように記載 するのか	43
問 41 質問応答記録書は、実際の質問・回答のとおりの順番で、忠実に記載する 必要があるのか	44

[その他]

- 問 42 質問応答記録書が定められる以前に、納税義務者等の回答内容について聴
取書を作成したが、質問応答記録書として改めて作成する必要はあるのか 44
- 押印すべき箇所、押印者の一覧 45
- 奥書の記載例（一覧） 46

○ はしがき

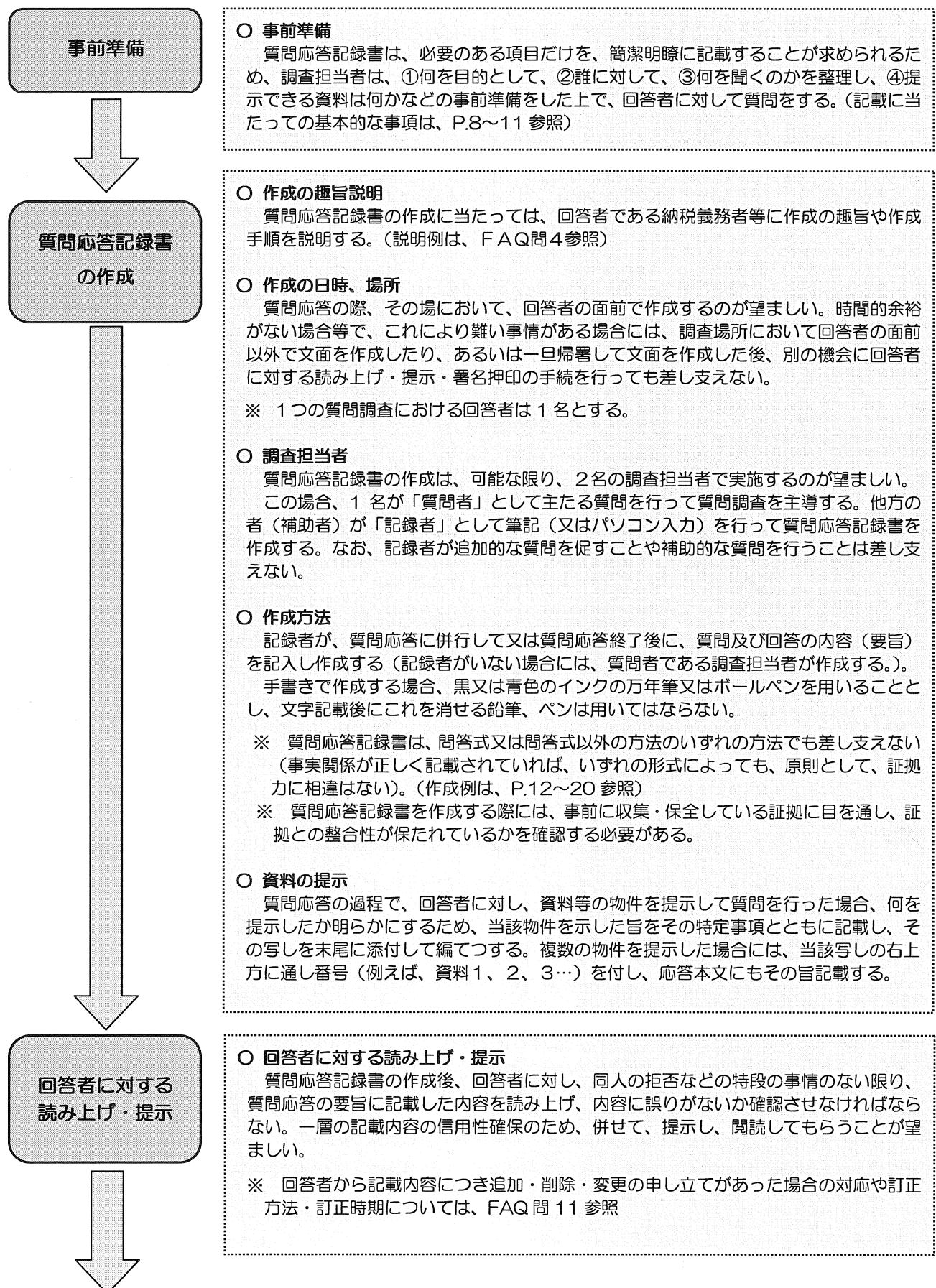
質問応答記録書は、調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要なと認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する行政文書である。

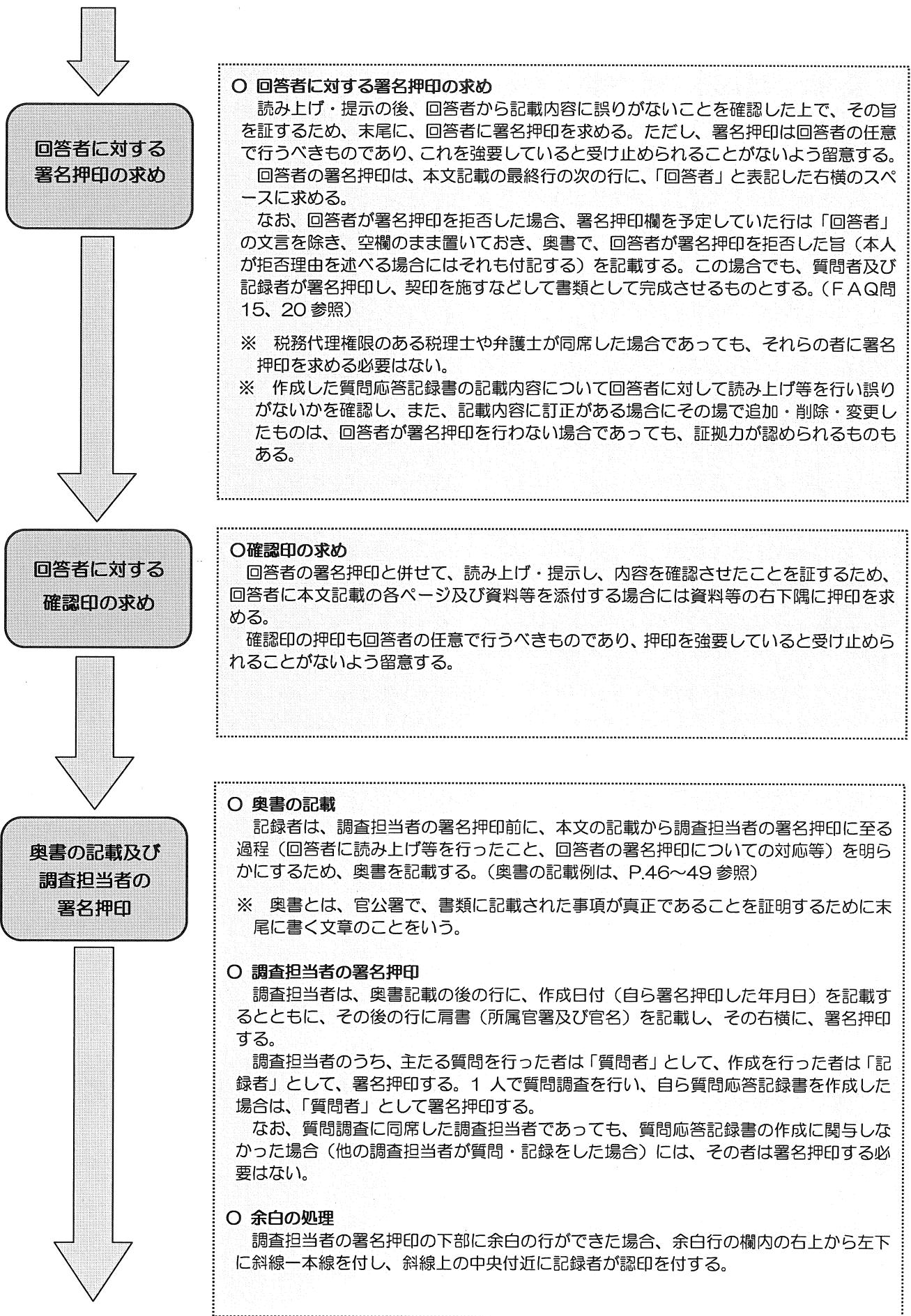
事案によっては、この質問応答記録書は、課税処分のみならず、これに関わる不服申立て等においても証拠資料として用いられる場合があることも踏まえ、第三者（審判官や裁判官）が読んでも分かるように、必要・十分な事項を簡潔明瞭に記載する必要がある。

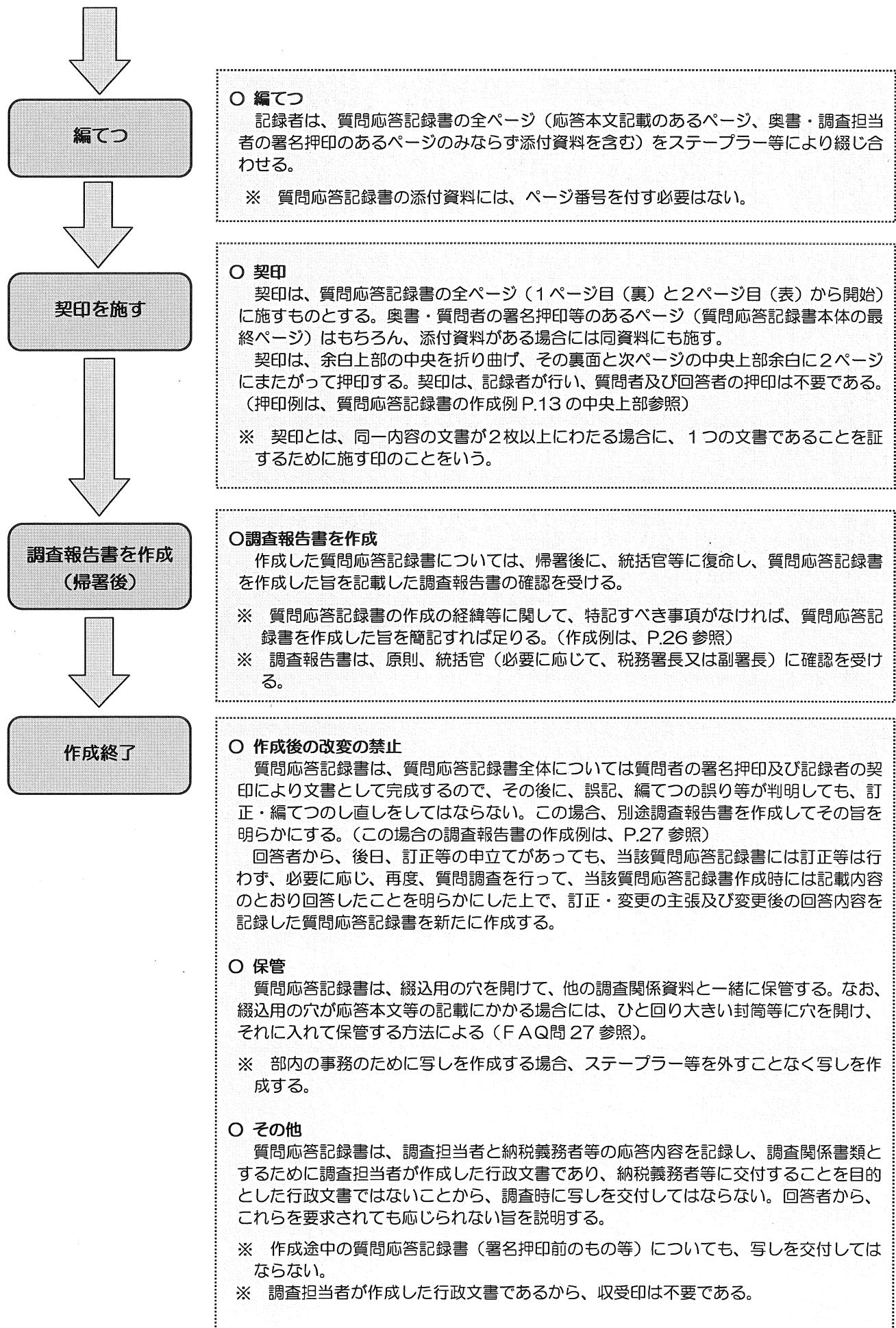
また、質問応答記録書は、納税義務者等の理解と協力を得て行う調査の一環として作成するものであることから、納税義務者等に対し署名押印を求めるに当たっては、強要していると受け止められることがないよう留意する。

なお、納税義務者等から回答を受けた事項を記録する場合は、納税義務者等に読み上げるなどにより、その記載内容に誤りがないことを確認することになる質問応答記録書を作成することが基本となるが、事実認定に当たっての他の証拠の収集・保全状況や質問応答記録書を作成する場合の納税義務者等の負担等を勘案して、必ずしも質問応答記録書を作成する必要がないと判断された場合や質問応答記録書を作成することが困難な場合には、調査報告書に納税義務者等から回答を受けた事項等の要旨を記録することになる。

○ 質問応答記録書の作成の基本的なフロー







○ 質問応答記録書記載に当たっての基本的事項

1 質問の原則

回答者の申述を的確に聴取し、かつ、第三者がその記載内容を理解できるようにするためには、次の9項目を念頭において具体的な質問を行うことが重要である。

また、回答者の行為について聴取する場合には、単に回答者の行為のみを聴取するのではなく、その行為に至った背景、理由、動機及びその後の状況を、記憶の正確性や事実に関する証拠（特に日付や金額等）と併せて具体的に聴取する必要がある。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ① いつ（日時） | ⑥ なぜ（原因、動機） |
| ② どこで（場所） | ⑦ どのように（方法） |
| ③ 誰が（主体） | ⑧ 何をしたか（行為） |
| ④ 誰と（共同行為者） | ⑨ その結果はどうなったか（結果） |
| ⑤ 誰に対し（相手方、客体） | |

2 記載（表現）方法

質問応答記録書の証拠力（価値）は、回答者自身が見たり聴いたり経験したことを、回答者の言葉として記録することにあるので、記載（表現）に当たっては、次のことに留意する。

- イ 「問い合わせは簡潔、答えは詳細」を基本にし、問い合わせは短く、答えは長く記載する。
- ロ 一読して分かるように、文章の表現は簡明にし、抽象的又は誇張した表現や推測にわたる表現は避ける。
- ハ 明らかにすべき事柄が、正確に言い尽くされるようにする。ただし、不必要的な長文やくどい言い方は避ける。
- ニ 一つ一つの文はなるべく短くし、主語と述語が離れすぎないようにする。
- ホ 文字は、丁寧かつ読みやすいように記載し、誤字脱字のないようにする。
- ヘ 文章だけでは理解しにくいものは、算式、計算例、図解などにより、具体的に説明する方法を活用する。
- ト 外国語、方言、専門用語、業界用語、略語等、一般に理解し難い語句がある場合でも、そのまま記載して、その意味するところを更に問・答として記載し明らかにさせたり、かっこ書きによりその説明解釈を回答者の回答として記載する。また、読み誤りやすい固有名詞、判読困難な文字、特殊な読み方をするもの等は、「ふりがな」をつける。
- チ 誘導尋問（質問内容に質問者が期待する答えが実質的に示されており、回答者が単純に「はい」「いいえ」と迎合的に答えるような尋問）は行わない。
ただし、回答者の職業、経歴等で、実質的な質問に入るに先立って明らかにする必要のある事項である場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(悪い例)

問〇

答〇 「はい。」

(良い例)

(このとき、本職は、〇〇と記した領収書写しを回答者に示し、当該領収書写しを本書末尾に「資料1」として添付する。)

問5

答5

問6

答6

問7

答7

問8

答8

問9

答9

(ここで回答者は、〇〇に保管の領収書綴り（使用期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）を本職に提示した。なお、提示を受けた領収書綴りの控写しを本書末尾に「資料2」として添付する。)

問10

答10

リ

又 質問応答記録書は、質問者や回答者が口頭で述べた内容を記録するものであることから、問答式で作成する場合、問・答において「(以下、「・・・」という。)」という記載方法は行わない。

ただし、「…今後は、この定期預金のことを、本件定期預金と呼んでお尋ねいたします。」と記載し、「本件定期預金」と記載することは差し支えない。

ル

ヲ 契約書、領収書、帳簿書類等を示して質問した方が理解を得やすい（分かりやすい）場合には、それらを回答者に提示しながら、その旨をかっこ書をもって記載した上で、質問を記載する。この場合、その書類等の写しを質問応答記録書の末尾に添付する。

なお、回答者が保管する各種書類等を提示した場合も同様に取り扱う。

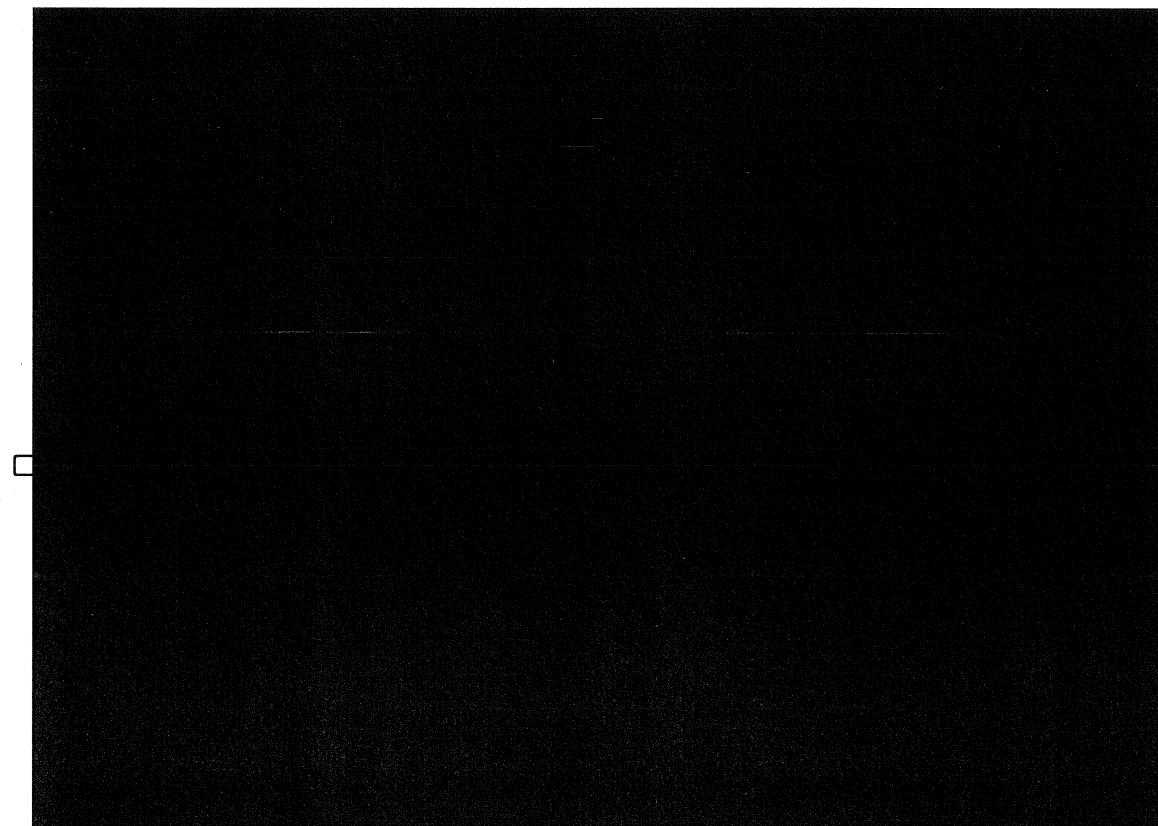
3 証拠力の向上策

質問応答記録書は、事前に準備した内容を基に当方の質問と相手方の回答の繰り返しを行い作成するのであるが、その作成に当たっては、回答内容に信用性（実質的証拠力）があるのか意識しながら作成する必要がある。

実質的証拠力が認められるためには、次のことに留意する。

イ 事実が具体的に記載されているか

冒頭の「1 質問の原則」で明らかにしたとおり、回答者から聴取するに当たっては、9項目を念頭において具体的な質問を行うことが重要である。したがって、記載に当たっても、事実を具体的に明らかにしなければならない。

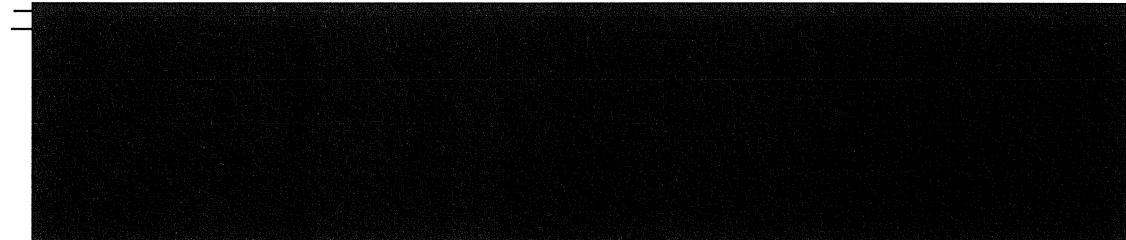


ハ 客観的証拠と整合性はとれているか

質問応答記録書の内容が客観的証拠と相違していないか。事前準備の段階で客観的証拠を把握しておくことが重要である。

（例）質問応答記録書の内容が客観的証拠と相違する場合

「(この質問応答記録書の末尾に「資料〇」として添付した) この領収書の金額とあなたの記憶されている取引金額と相違するのは、なぜですか。」などの質問をする。



木 項目ごとに記録しているか

同じ回答者に対していくつかの事項を聴取する場合、項目（例えば、売上金額、売上原価、仮装隠ぺい行為の方法・動機等）ごとに聴取した方がよい。そして、証拠としての重要度により、質問応答記録書に記載すべき事実を取捨選択することが必要である。

ヘ 簡潔に記載しているか

聴取した内容を長々と記載するのではなく、第三者が読んでも分かるように、明瞭簡潔に記載する。なお、記載すべき事項を省略してはならない。

ト その他



○ 質問応答記録書の作成例①（相続税調査（預金口座の原資確認等）の例）

問答式による作成

(3) 枚のうち (1) 枚目

質問応答記録書

回答者	住所	○○県○○市○○町1-2-3
氏名	甲野 花子	
生年月日、年齢	昭和 16 年 12 月 30 日生まれ、70 歳	
本職は、平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日、 ○○県○○市○○町1-2-3 の甲野花子宅において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。		

質問応答の要旨

人定質問を行う (☞P. 40 FAQ 問 32)

問 1	あなたの住所、氏名、生年月日、年齢及び職業を聞かせください。
答 1	○○県○○市○○町1-2-3 に住む甲野花子、昭和 16 年 12 月 30 日生まれ、70 歳
	です。私は、高校を卒業後、家事手伝いを経て、20 歳で主人と結婚し、以後専業主婦をしています。
問 2	あなたと平成 22 年 2 月 1 日に亡くなられた○○県○○市○○町1-2-3 の甲野太郎さんとのご関係を聞かせください。
答 2	私は、甲野太郎の妻です。

訂正印の押印（原則として、記録者のみが行うが、回答者が自ら押印を望む場合には、これに応じて差し支えない。）(☞P. 34 FAQ 問 12)

削 2 字
加 2 字

関係資料を提示しながら質問した場合(☞P. 9 基本的事項 2 ヲ)

確認印（回答者のみが行う）
※ 添付資料がある場合には、
添付資料にも行う。

確認印
印

契印(記録者のみが行う)
※ 添付資料がある場合には、
添付資料にも行う。

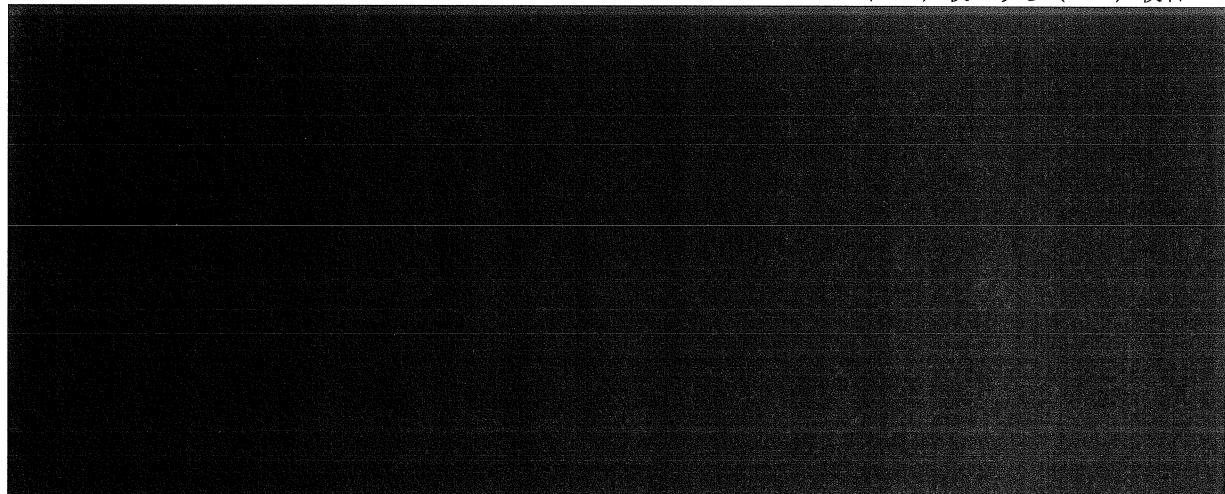
(3) 枚のうち (2) 枚目

加 4 字

削 3 字



(3) 枚のうち (3) 枚目



問 13 以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことがありますか。

訂正等の申立ての
記載の例 (☞P. 33
FAQ 問 11)

答 13 ありません。

問 14 以上のとおり記録して、あなたに読み上げ、かつ、提示させていただいたところ、付
け加えたいことがあるとのことですので、述べてください。

そのほか、訂

正したい又は付け加えたいことはありません。

(回答者) 甲野 花子 印

以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示した
ところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。

奥書

奥書の記載例 (一覧) (☞P. 46)

平成〇年〇月〇日

(質問者) ●●税務署 財務事務官 国税 一郎 印

(記録者) ●●税務署 財務事務官 税務 次郎 印

添付資料は省略し
ています。

確認印

印

○ 質問応答記録書の作成例②（相続税調査（預金口座の原資確認等）の例）

問答式以外の方法による作成

(3) 枚のうち (1) 枚目

質問応答記録書

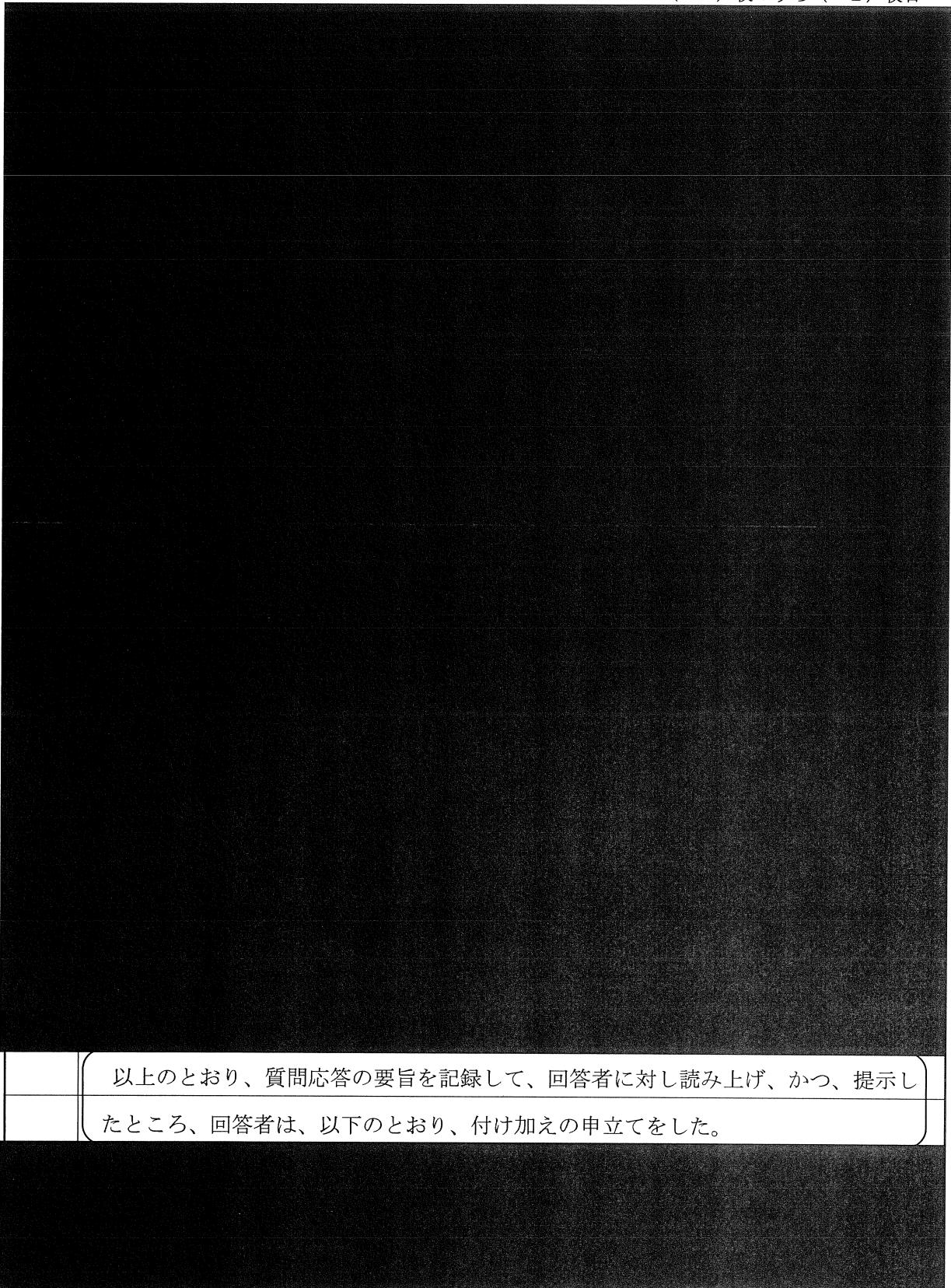
回答者	住所	○○県○○市○○町1-2-3
氏名	甲野 花子	
生年月日、年齢	昭和 16 年 12 月 30 日生まれ、70 歳	
本職は、平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日、 ○○県○○市○○町1-2-3 の甲野花子宅において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。		
質問応答の要旨		
1	私は、○○県○○市○○町1-2-3 に住む甲野花子、昭和 16 年 12 月 30 日生まれ、70 歳です。高校を卒業後、家事手伝いを経て、平成 22 年 2 月 1 日に亡くなった○○県○○市○○町1-2-3 の甲野太郎と 20 歳で結婚し、以後専業主婦をしています。	

確認印（回答者
のみが行う）

確認印
印

契印（記録者のみ
が行う）

(3) 枚のうち (2) 枚目



(3) 枚のうち (3) 枚目

添付資料は省略しています。

確認印



○ 質問応答記録書の作成例③(法人税調査(通謀による外注費の繰上計上)の例)

問答式による作成

(3) 枚のうち (1) 枚目

質問応答記録書

回答者 住 所 △△県△△市○○町○一〇一〇

氏 名 △△ △△

生年月日、年齢 昭和△年△月△日生まれ、△歳

本職は、平成〇年〇月〇日、△△県△△市○○町○一〇一〇の□□建設株式会社本社において、上記の回答者から、任意に次のとおり回答を得た。

質問応答の要旨

問1 あなたの住所、氏名、生年月日、年齢及び職業を聞かせください。

答1 私は、△△△△、○○県○○市○○町○一〇一〇、昭和〇年〇月〇日生まれ、〇歳、

□□建設株式会社の取締役工事第一部長です。

問2 あなたが□□建設株式会社の取締役工事第一部長に就かれたのは、いつでしょうか。

答2 5年前の平成〇年〇月から取締役工事第一部長として勤務しています。

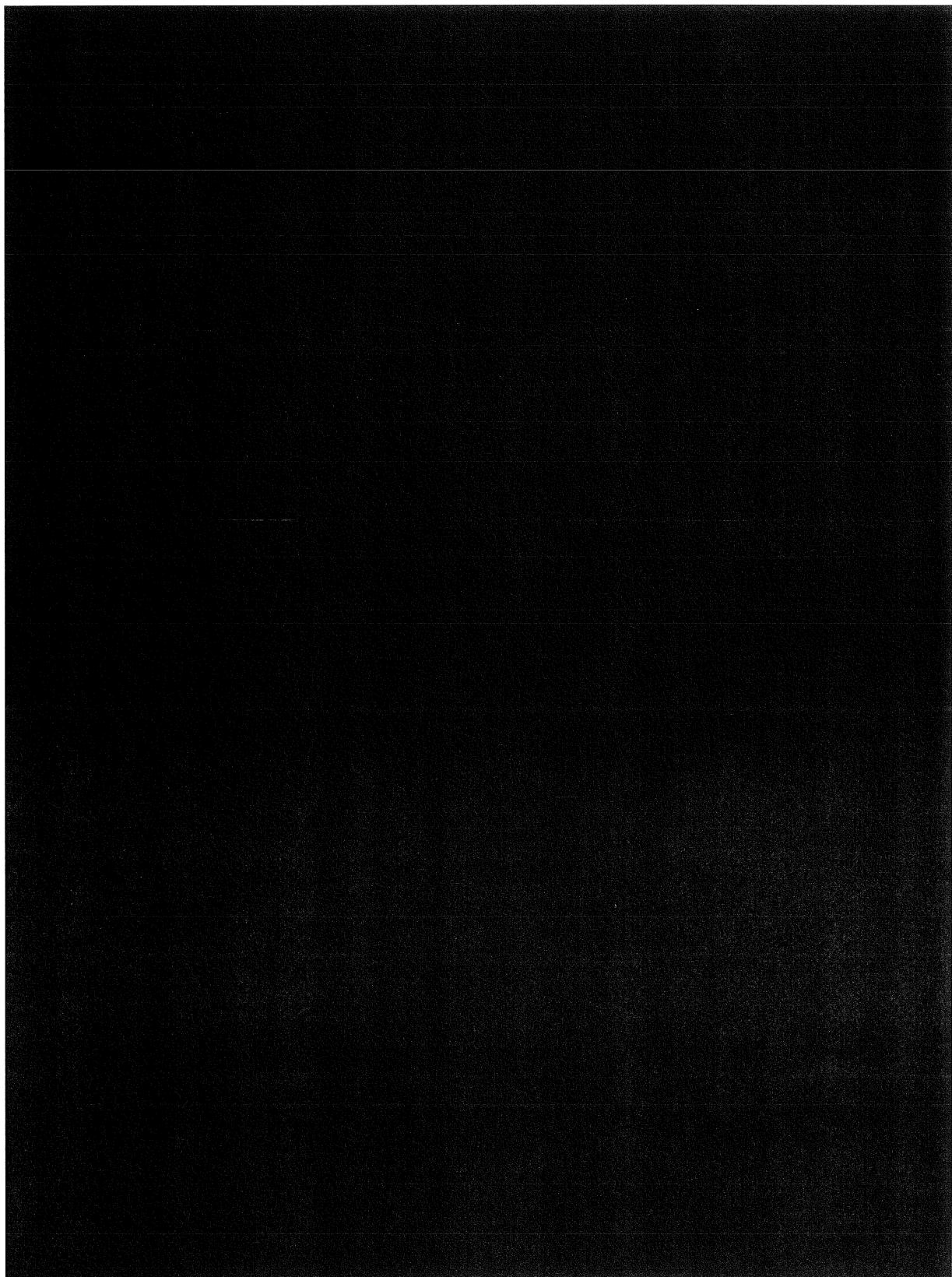
確認印（回答者
のみが行う）

確認印
印

契印（記録者のみ
が行う）



(3) 枚のうち (2) 枚目



確認印



契印（記録者のみ
が行う）

(3) 枚のうち (2) 枚目

添付資料は省略しています。

確認印



○ 調査報告書の作成例①質問応答記録書の作成例③で、質問応答記録書の作成が困難な場合)

(3) 枚のうち (1) 枚目

確 認	署 長	副署長	特官・統括官等	担当者
・ ・				

原則として、統括官等が確認することになるが、署長が確認する必要がある場合には、宛先は署長となる。

調 査 報 告 書

○○ 税務署長 殿

平成 ○年 ○月 ○日

○○ 税務署 法人課税第○部門

財務事務官 ○○ ○○

納 税 義 務 者	□□建設株式会社
用 务	法人税等調査
調 査 年 月 日	平成○年○月○日
用 务 先	□□建設株式会社本社 (会議室)
調 査 対 象 者	□□建設株式会社 取締役工事第一部長 △△ △△

【報告事項】

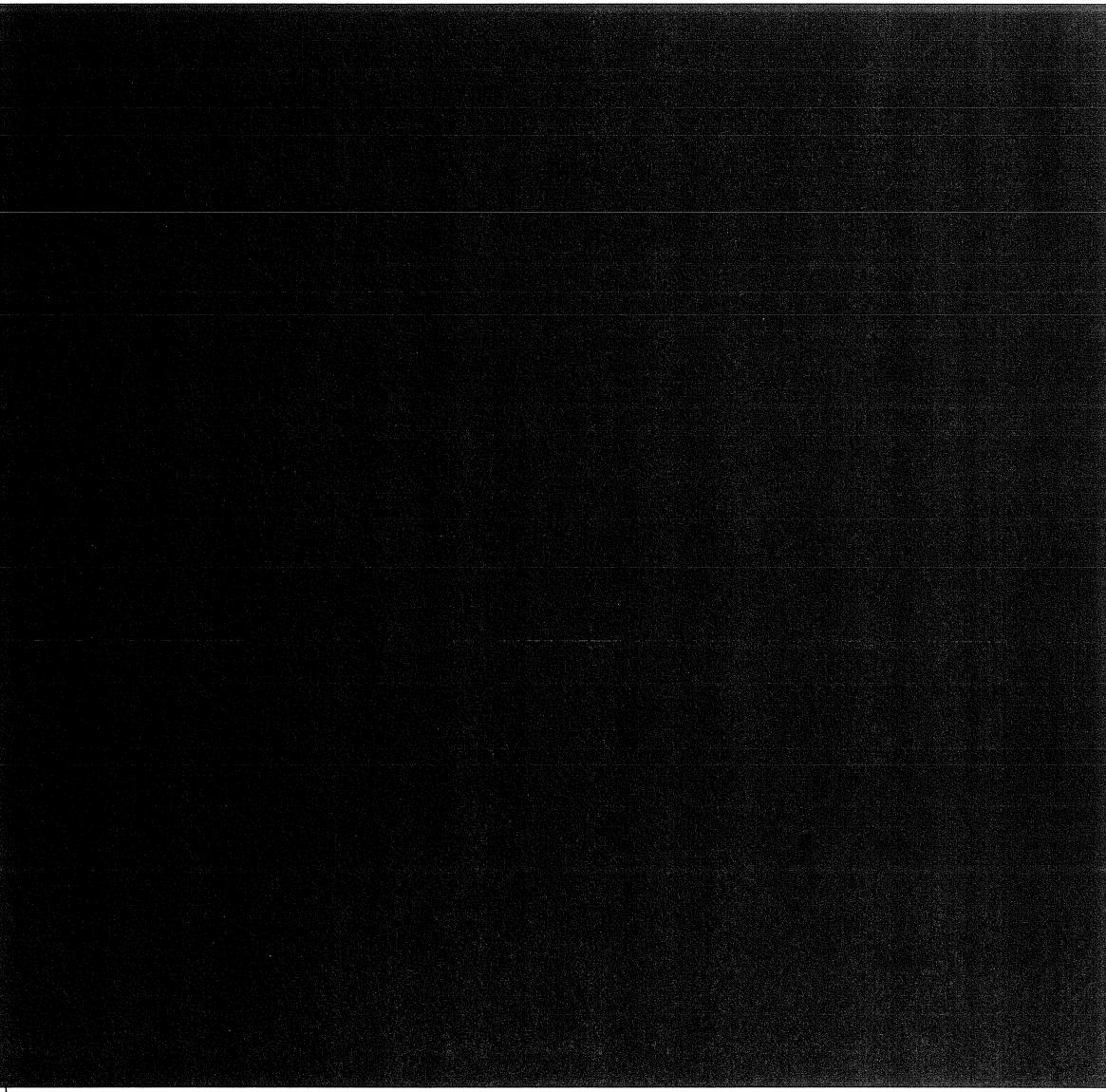
□□建設株式会社の調査において、同社取締役工事第一部長△△△に質問調査したので、回答内容の概要等を下記のとおり報告します。

記

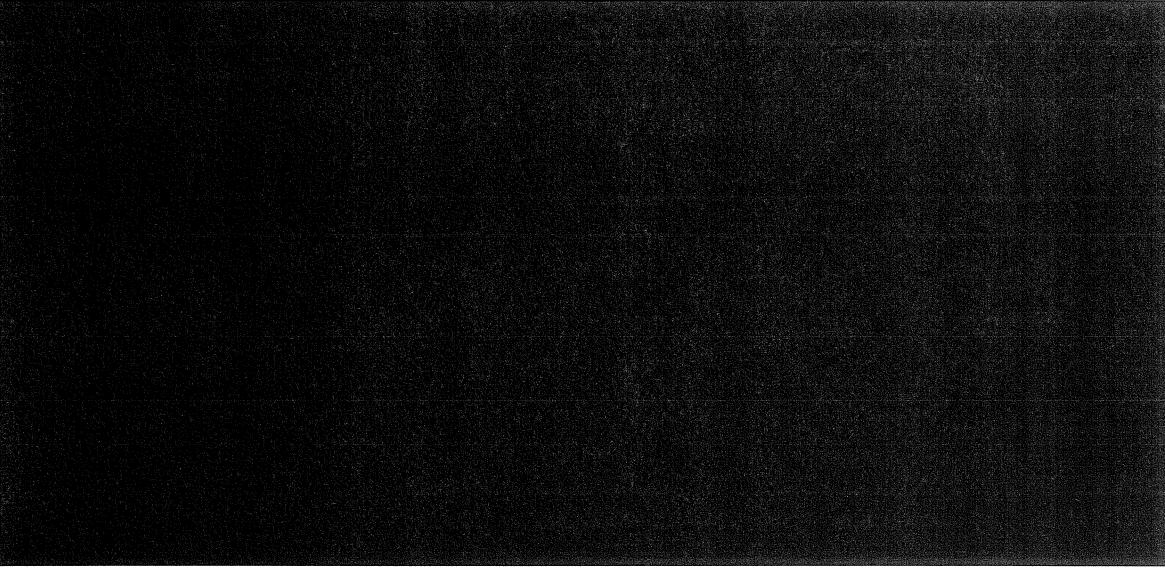
1 調査対象者の回答内容の概要

- (1) 私は、5年前の平成○年○月から取締役工事第一部長として勤務しています。
 私が部長を務める工事第一部が担当したAビル新築工事は、施主である株式会社A
 から平成○年○月○日に 1,550,000,000 円で受注し、工期は平成○年○月から平成○
 年○月です。また、工事現場は、○○県○○市です。

(3) 枚のうち (2) 枚目



2 特記事項



(3) 枚のうち (3) 枚目

以下余白

添付資料は省略し
ています。

○ 調査報告書の作成例②（法人税調査（未払金経理をした賞与を否認する場合）の例）

（ 2 ）枚のうち（ 1 ）枚目

確 認	署 長	副署長	特官・統括官等	担当者
・ ・				

調 査 報 告 書

〇〇税務署 法人課税第〇部門 統括国税調査官 殿

平成〇年〇月〇日

〇〇 税務署 法人課税第〇部門

財務事務官 〇〇 〇〇

納 税 義 務 者	◇◇物流株式会社
用 務	法人税等調査
調 査 年 月 日	平成〇年〇月〇日
用 務 先	◇◇物流株式会社（会議室）
調 査 対 象 者	◇◇物流株式会社 経理部長 □□ □□

【報告事項】

◇◇物流株式会社の調査において、経理部長□□□に質問調査したので、回答内容の概要等を下記のとおり報告します。

記

（調査対象者の回答内容の概要）

1 私は、3年前の平成〇年〇月から、経理部長として勤務しています。それ以前も、ここ10年くらいは経理関係の仕事をしています。

(2) 枚のうち (2) 枚目

以下余白

添付資料は省略
ています。

○ 調査報告書の作成例③（質問応答記録書の作成後に統括官等に報告する場合）

(1) 枚のうち (1) 枚目

確 認	署 長	副署長	特官・統括官等	担当者
・ ・				

調 査 報 告 書

〇〇税務署 法人課税第〇部門 統括国税調査官 殿

平成〇年〇月〇日

〇〇 税務署 法人課税第〇部門
財務事務官 〇〇 〇〇

納 税 義 務 者	□□建設株式会社
用 務	法人税等調査
調 査 年 月 日	—
用 務 先	—
調 査 対 象 者	—

【報告事項】

下記のとおり、質問応答記録書を作成したので報告します。

記

B設備株式会社に対する外注費について、平成〇年〇月〇日に、□□建設株式会社取締役工事第一部長△△△△を回答者とする質問応答記録書を作成した。

以下余白

質問応答記録書の作成の経緯等に
関して、特記すべき事項があれば、
必要に応じ、追加的に記載する。

○ 調査報告書の作成例④(質問応答記録書の作成(署名押印・契印)後に誤記が判明した場合)

(1) 枚のうち (1) 枚目

確 認	署 長	副署長	特官・統括官等	担当者
・ ・				

調 査 報 告 書

〇〇税務署 資産課税第〇部門 統括国税調査官 殿

平成〇年〇月〇日

〇〇 税務署 資産課税第〇部門
財務事務官 〇〇 〇〇

納 税 義 務 者	甲野 花子(被相続人 甲野 太郎)
用 務	相続税調査
調 査 年 月 日	—
用 務 先	—
調 査 対 象 者	—

【報告事項】

別添の平成〇年〇月〇日付財務事務官国税一郎作成に係る甲野花子の質問応答記録書(以下、本件質問応答記録書という。)の記載内容に、誤記があったため、下記のとおり報告します。

記

本件質問応答記録書の「問4」の1行目及び「答6」の2行目に「C銀行M支店の定期預金(口座番号 1000011)」と記載されているが、記載に誤りがあり、正しくは、本件質問応答記録書に資料1として添付した預金通帳の写しのとおり、「C銀行M支店の定期預金(口座番号 1000001)」である。

以下余白

添付資料は省略しています。

○ FAQ

〔質問応答記録書等の作成〕

問1 質問応答記録書は、どのような場合に作成するのか

(答)

質問応答記録書は、調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する行政文書である。

事案によっては、納税義務者等の回答内容そのものが課税要件の充足のための直接証拠となる事案や、直接証拠の収集が困難であるため、納税義務者等の回答内容を立証の柱として更正決定等をすべきと判断する事案もある。このような事案にあっては、課税処分のみならず、これに関わる不服申立て等においても証拠資料として用いるために、質問応答記録書を活用して、納税義務者等から聴取した事項を記録していく必要がある。

ただし、質問応答記録書は、納税義務者等の理解と協力を得て行う調査の一環として作成するものであることから、納税義務者等から調査の協力が得られない等の理由で質問応答記録書の作成が困難な場合などには、帰署後、「調査報告書」に納税義務者等から聴取した事項の要旨を記録することになる。

(注)

- 1 質問応答記録書等の作成の要否は、個々の事案における証拠の収集・保全の状況、非違の内容、調査過程における納税義務者等の説明や主張等を総合的に勘案して検討する必要がある。このため、証拠書類等の客観的な証拠により課税要件の充足性を確認できる事案については、原則として、質問応答記録書等の作成は要しないことに留意する。
- 2 作成した質問応答記録書については、「質問応答記録書を作成した」旨を簡記した調査報告書を作成した上で、速やかに統括官等（必要に応じて署長又は副署長）の確認を受ける。ただし、質問応答記録書を作成したものの、納税義務者等の署名押印が得られなかった経緯等で特記すべき事項があれば、その旨を合わせて調査報告書に記載する。

問2 質問応答記録書の作成が必要となる場合の具体例を教えてください

(答)

質問応答記録書の作成については、個々の事案の実情に応じて、その必要性を判断することになる（問1（注）1参照）が、例えば、次のような場合には、質問応答記録書の作成が必要となると考えられる。

- イ 所得税・法人税の調査において、外注費計上の根拠として提出された役務提供を約した契約書について、納税義務者に具体的な役務提供内容を質問したところ、実際には役務提供の事実がないとの回答があった場合
- 所得税・法人税の調査において、外注費計上の根拠として提出された役務提供を約した契約書の内容について納税義務者から具体的な説明が得られないことから、当該外注先に反面調査を行い内容を確認したところ、実際には役務提供の事実がなく、調査先である納税義務者に頼まれて虚偽の契約書を作成したとの回答があった場合
- ハ 所得税・法人税の調査において、期末棚卸資産の集計表の合計額と棚卸原表の合計額が不一致であったことについて、納税者に具体的にその原因を質問したところ、納税者から期末棚卸資産の集計については、表計算ソフトを使って集計しているが、事業に係る利益が算出されることが見込まれたので、利益を圧縮するために、期末棚卸資産の集計から1,000万円を差し引く計算式を入れた旨の回答があった場合
- ニ 法人税の調査において、勤務実態の不明な役員に対する給与について、納税者に具体的な役務提供の内容について質問したところ、納税者から①その者については勤務実態がないこと、②役員登記については、本人が役員になることを了解しないまま、印鑑登録証明書だけを受領し、登記したこと及び③金員については、納税者が個人的に費消した旨の回答があった場合
- ホ 法人税の調査において、退職金が支給されている取締役から監査役となった者について、引き続き法人の経営上主要な地位を占めており、従前と同様の職務内容であるとの回答があった場合
- ヘ 所得税・法人税の調査において、調査対象者と取引先等の間で、取引等に関する回答に齟齬が認められる場合
- ト 相続税の調査において、申告財産に含まれていない自宅現金の帰属について相続人に質問検査等を行ったところ、被相続人名義の預金口座から出金した現金であったとの回答があった場合
- チ 所得税、法人税の調査において、現金監査の結果、帳簿に反映されていない封筒入りの現金を把握し、その性質・帰属について納税義務者に質問検査等を行ったところ、売上金であるが、個人的な支出に費消するためレジ打ちをせずプールしていた現金であるとの回答があった場合
- リ 無申告者（個人）を調査したところ、申告すべき所得があり、確定申告書を提出する必要があることを認識していたにもかかわらず、納税・税務調査を免れ、申告すべき所得を隠匿するため、帳簿、伝票等の帳簿書類等を破棄し、借名口座を利用するなどして確定申告書を提出していなかったとの回答があった場合

問3 調査報告書は、どのような場合に作成するのか

(答)

【調査報告書の作成目的】

調査報告書は、調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等（必要に応じて、税務署長又は副署長）に報告するために作成する行政文書である。

【納税義務者等から聴取した事項を記録する方法】

納税義務者等から聴取した事項を記録する場合は、

① 納税義務者等から聴取した事項を質問応答記録書に記録し、「質問応答記録書を作成した」旨を記載した調査報告書を作成する方法

② 紳税義務者等から聴取した事項を記載した調査報告書を作成する方法

があるが、納税義務者等に読み上げるなどにより、その記載内容に誤りがないことを確認することになる質問応答記録書を作成する方法(①の方法)によることが基本となる。

ただし、納税義務者等から調査の協力が得られない等の理由で質問応答記録書の作成が困難な場合には、調査報告書に納税義務者等から聴取した事項を記録すること(②の方法)で、この補完をすることが必要となる。

また、質問応答記録書の作成が困難な場合のほか、納税義務者等の回答内容を記録する必要があるが、事実認定に当たっての他の証拠の収集・保全状況や質問応答記録書を作成する場合の納税義務者等の負担等を勘案して、必ずしも質問応答記録書を作成する必要がないと判断された場合(次のイからホまでに掲げた場合のいずれにも該当しないとき)には、調査報告書(②の方法)に納税義務者等の回答内容を記録することとしても差し支えないものとする。

- イ 更正決定等見込み(争訟見込み)である(修正申告の意思が明確ではない)。
- 非違事項に係る一連の回答内容に変遷、矛盾点がある。
- ハ 非違内容(所得金額・税額を含む)、修正申告の意思等につき、決定権のある者の了解が得られていない(例:子会社の場合、親会社の了解が得られていない等)。
- 二 過去の調査で見解の相違・争訟等となった事実がある。
- ホ 纳税義務者等の回答内容を主要な証拠として重加算税を賦課決定する事案である。

【その他調査報告書の活用】

納税義務者等から聴取した事項を記録として保全する場合のほか、調査担当者が受領した文書等につき、その受領場所や作成者、作成の経緯等を補完する必要がある場合や質問応答記録書の作成(署名押印・契印)後に誤記が判明した場合(FAQ問25参照)などにおいても、「調査報告書」を使用することとなる。

問4 質問応答記録書の作成に当たって、作成趣旨等をどのように説明すればよいのか

(答)

質問応答記録書の作成に当たって、作成趣旨（質問応答記録書は、調査において聴取した事項を、事実関係の正確性を期するために作成するものであること）や作成手順を回答者に対して説明することとなる。

例えば、ひと通りの質問を終えた後に質問応答記録書を作成する場合、作成に先立ち、「この調査でお聞きした内容を正確に記録するために、質問応答記録書という書面を作成させていただきます。作成後、読み上げるなどして内容を確認する機会を設けます。」などと回答者に説明する。作成に当たり、回答者から、「質問応答記録書には、署名押印をしなければならないのか。」などの質問があった場合には、「正確に記載されていることを確認いただいた上で、署名押印をお願いすることになりますが、あくまで署名押印は任意です。」と説明するなどして、回答者からの疑問点等に対しては丁寧に対応する。

問5 質問応答記録書は、その場で回答者の面前で作成する必要があるのか

(答)

質問応答記録書は、原則として、質問応答の場において、回答者である納税義務者等の面前で作成することとなる。

ただし、時間的余裕がない場合等で、これにより難い事情がある場合には、調査場所において回答者の面前以外で文面を作成したり、あるいは一旦帰署して文面を作成した後、別の機会に回答者に対し読み上げ・提示し、署名押印を求めることとして差し支えない。

なお、調査場所において回答者の面前以外で文面を作成した場合であっても、「以上で質問を終えますが、何か訂正又は付け加えたいことがありますか。」との問までとし、その続きは回答者の面前において手書き作成する。

また、一旦帰署して文面を作成した場合、質問者・回答者の署名押印前の日付については、質問者・記録者が署名押印をした日（作成日）を記載する。

問6 記録者である調査担当者が、質問者に追加的な質問を促してもよいか

(答)

複数の調査担当者で質問応答記録書を作成する場合、質問は2名で実施し、1名が「質問者」として主たる質問を行い、他方の者（補助者）が「記録者」として筆記（又はパソコン入力）を行って質問応答記録書を作成することとなるが、記録者が質問者に追加的な質問を促しても差し支えない。また、記録者が補助的な質問をしても差し支えない。

問7 調査担当者が1名であっても、質問応答記録書を作成してもよいか

(答)

質問応答記録書の作成は、可能な限り、2名の調査担当者で実施するのが望ましいが、1名で作成しても差し支えない。

問8 質問応答記録書をパソコンで作成することは可能か

(答)

記録者（記録者がいない場合には、質問者）が、質問応答に併行して又は質問応答終了後に、手書きにより作成するほか、臨場時にパソコン（調査用）を持参しパソコン入力により作成することも可能である。

なお、手書きで作成する場合、黒又は青色のインクの万年筆又はボールペンを用いることとし、文字記載後にこれを消せる鉛筆、ペンは用いてはならない。

また、パソコン入力により作成する場合であっても、読み上げ、提示後に回答者から追加・変更・訂正の申立てがあったときは、手書きにより加除訂正する。

問9 質問応答記録書や調査報告書は、問答式により作成するのか

(答)

質問応答記録書の作成に当たっては、問答式又は問答式以外の方法のいずれの方法によっても差し支えない（作成例については、P.12～20 参照）。

一方、質問応答記録書を作成せず、調査報告書に納税義務者等から録取した事項を記録する場合は、回答者に対し、読み上げ・提示等による記載内容を確認する手続を経ないまま完成することから、原則として、問答式以外の方法により作成し、例えば、簡易な質問応答など回答者とのやりとりが的確に再現できる場合においては、問答式により作成しても差し支えない。

なお、この場合、調査の過程における納税義務者等との質問応答内容をメモした調査資料等に基づき、その質問応答の要旨を、正確に記載することに留意する。

〔回答者に対する読み上げ・提示〕

問10 質問応答記録書の記載内容を回答者に対し読み上げた後、提示し、閲読させる必要はあるか

(答)

質問応答記録書の作成後、回答者に対し、同人の拒否などの特段の事情のない限り、

質問応答の要旨に記載した内容を読み上げ、内容に誤りがないか確認しなければならない。

また、一層の回答内容の信用性確保のため、回答者に対し読み上げた後、提示し、閲読させることが望ましい。

問 11 質問応答記録書の読み上げ・提示後、回答者から記載内容につき追加・削除・変更の申立てがあった場合はどのように対応すべきか

(答)

回答者から、記載内容につき追加・削除・変更の申立てがあった場合には、当該申立て内容を追加記載することとし、削除・変更の申立てであっても、原記載が不明となってしまう方法（原記載のページを廃棄し、新たな用紙に書き直すなど）はとらない。

なお、単純な誤記、脱字については、次の方法により訂正を行う。ただし、訂正により実質的に異なった回答内容となる場合（課税標準に関わる数字の変更を含む）には、追加・削除・変更の申立てとして扱い、当該申立て内容を追加記載することに留意する。

また、単純な誤記、脱字の訂正作業は、回答者の署名押印前に行うこととし、回答者の署名押印後にあっては、同人の了解の下、面前で訂正する場合を除き、本文の訂正を行ってはならず、回答者の署名押印後、応答本文に誤記等が判明した場合には、質問応答記録書そのものに訂正を付すのではなく、別途、調査報告書等を作成して誤記等がある旨を明らかにする。

【訂正方法】

1 挿入・削除の記載

文字を挿入のみする場合、既存の文字の上部に加えるべき文字を手書きで記載した上で挿入記号を付し、挿入記号の起点に記録者が認印をする。

文字を削除のみする場合、削るべき文字を单線又は二本線で削除し、削除線上の一箇所に記録者が認印をする。

削除及び挿入する場合には、削るべき文字を单線又は二本線で削除し、加えるべき文字を削除した文字の上に手書きで記載し、削除線上のいずれかの点を起点として挿入記号を付し、挿入記号の起点に記録者が認印をする。

削除するときは、その字体を残していくなる文字が削除されたのか分かるようにしておかなければならぬ。数字部分の訂正は、その数字全部を訂正する。

2 訂正箇所の欄外への記載

訂正箇所の欄外に「加〇字」「削〇字」などと加削字数（算用数字を用いる）を手書きで記載する。

【記載例】

① 文字を加える場合

問○	あなたは、平成〇年〇月〇日に△△銀行□□支店の貸金庫に誰と行きましたか。	削1字 か1字
答○	長男の廣 ^{トシ} 志が一緒であったと記憶しています。	

② 文字を削る場合

問○	あなたは、平成〇年〇月〇日に△△銀行□□支店の貸金庫に誰と行きましたか。	削1字 か1字
答○	長男の隆 ^{トシ} 志が一緒であったと記憶しています。	

③ 文字を削った上で加える場合

問○	あなたは、平成〇年〇月〇日に△△銀行□□支店の貸金庫に誰と行きましたか。	削1字 か1字
答○	長男の賢一 ^{トシ} 郎が一緒であったと記憶しています。	

問 12 質問応答記録書の内容につき挿入・削除を行う場合に、その箇所に質問者及び回答者の認印は必要か

(答)

認印は、書面の作成者である記録者が訂正を行ったことを証するために自己使用の印章を押印するものであることから、記録者のみが、訂正箇所（挿入記号の起点又は削除線上（欄外への押印については不要））に認印を押せば足り、質問者及び回答者の押印は必要ではない（回答者が、自らも認印を押すことを望む場合には、これに応じて差し支えない。）。

〔回答者に対する署名押印・確認印の求め〕

問 13 回答者の署名押印前の「回答者」の肩書き記載は誰が行うのか

(答)

回答者の署名押印前の「回答者」の肩書き記載は記録者が記載する。

問 14 回答者の署名は、記名印（氏名・名称をゴム印にしたもの）の押印でもよいのか

(答)

回答者に対し自署することを求め、記名印の押印による代用は行わない。

問 15 回答者が署名押印を拒否した場合は、どのようにすればよいのか

(答)

読み上げ・提示の後、回答者から回答内容に誤りがないことを確認した上で、その旨を証するため、末尾に「回答者」と表記した右横のスペースに回答者の署名押印を求めることがあるが、署名押印は回答者の任意で行うべきものであり、これを強要していると受け止められないよう留意する。

したがって、回答者が署名押印を拒否した場合には、署名押印欄を予定していた箇所は空欄のまま置いておき、奥書で、回答者が署名押印を拒否した旨（本人が拒否理由を述べる場合にはそれも附記する）を記載し、また、回答者が署名押印を拒否したもの、記載内容に誤りがないことを認めた場合にはその旨を記載する。

この場合でも、調査担当者（質問者及び記録者）が署名押印し、契印を施すなどして書類として完成させる。また、納税義務者等の署名押印が得られなかった経緯等で特記すべき事項があれば、その旨を調査報告書に記載する。

問 16 質問応答記録書本文の記載が、ページの最終行になってしまった場合、回答者の署名押印はどこに求めるのか

(答)

質問応答記録書本文の記載が、ページの最終行になってしまった場合、最終行の本文記載の右横にスペースがある場合には、同スペースに署名押印を求める。なお、スペースがない場合には、「白紙に署名押印させられた」といった無用のトラブルを避ける観点から、文字間の調整や関連する質問を続行するなどして、次ページにまで本文記載を及ぼした上で署名押印を求める。

問 17 回答者に求める「確認印」は、添付資料のページにも必要か

(答)

回答者に求める「確認印」は、質問応答記録書の本文の各ページのほか、添付する資料のページにもその右下隅に押印を求める。

問 18 税務代理権限がある税理士や弁護士が質問調査に同席した場合、税理士や弁護士に署名押印を求める必要はあるか

(答)

質問調査に同席した税理士や弁護士に署名押印を求める必要はない。

〔奥書の記載、調査担当者の署名押印、縞てつ・契印〕

問19 奥書の記載について、回答者の署名押印した行以降を余白として、次のページとしてよいか

(答)

奥書については、①回答者の署名押印した行以降に記載する方法、②回答者の署名押印した行以降を余白として次のページに記載する方法、のいずれの方法も可能である。

【記載例】

① 回答者の署名押印した行以降に記載する方法

問○	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。 ありません。
答○	回答者 甲野花子 ㊞ 以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。 平成25年〇月〇日（※又は「前同日」） 質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞ 記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞

※ 質問調査が一回で終了し、その当日中に質問応答記録書を完成させた場合には、「前同日」と記載しても差し支えない（以下同じ。）。

② 回答者の署名押印した行以降を余白として次のページに記載する方法

（応答本文の最終ページ）

問○	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。 ありません。
答○	回答者 甲野花子 ㊞

（次ページ）

	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。 平成25年〇月〇日（又は「前同日」） 質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞ 記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞
--	--

（注）②の方法により作成した場合、奥書記載をしたページに、回答者に確認印を求める必要はない。また、当該ページの余白の処理も不要である。

問 20 回答者が署名押印を拒否した場合、奥書はどのように記載すべきか

(答)

回答者が署名押印を拒否した場合、奥書は、「以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者が（例）『内容は間違いありませんが、家族から判子を押すなと言われているので、署名押印したくありません。』旨申し述べ署名押印を拒否し、各ページの確認印も拒否した。」のように記載することとなる。

なお、回答者が「回答の中に正確でない部分がある」ことを理由に署名押印を拒否した場合、質問応答記録書に記載された事項の全ての信頼性が失われるので、具体的に正確でない部分を特定し、新たな質問を行うことにより、正確な回答やその要因を記録する。

【記載例】

①回答者が署名押印を拒否した場合（各ページの確認印の押印も拒否）

問〇	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。 ありません。
答〇	<p style="text-align: right;">回答者</p> <p>以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は「（例）内容は間違いありませんが、家族から判子を押すなと言われているので署名押印したくありません。」旨申し述べ署名押印を拒否し、確認印の押印も拒否した。</p> <p>平成25年〇月〇日（又は「前同日」）</p> <p>質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞</p> <p>記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞</p>

②回答者が署名押印を拒否した場合（各ページの確認印の押印には応じる）

問〇	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。 ありません。
答〇	<p style="text-align: right;">回答者</p> <p>以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は「（例）内容は間違いありませんが、署名押印については家族と相談しないでできません。」旨申し述べ署名押印を拒否し、各頁に確認印を押印した。</p> <p>平成25年〇月〇日（又は「前同日」）</p> <p>質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞</p> <p>記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞</p>

問 21 調査担当者が1名で質問応答記録書を作成した場合、「記録者」の署名押印は必要ないか

(答)

調査担当者が1名で質問応答記録書を作成した場合、この者が自ら質問応答記録書を作成し、「質問者」として署名押印することとなるため、「記録者」の署名押印は不要である。

問 22 記録者が行う「契印」は、どのようにして行えばよいのか

(答)

契印は、記録者が質問応答記録書の全ページ（1ページ裏と2ページ表から開始）に施し、奥書・質問者の署名押印等のあるページ（質問応答記録書本体の最終ページ）はもちろん、添付資料がある場合には同資料にも施す。

なお、契印の方法は、余白上部の中央を折り曲げ、その裏面と次ページの中央上部余白に2ページにまたがって押印する。

問 23 質問者、回答者が「契印」を行う必要はないのか

(答)

契印は、記録者が行い、質問者及び回答者の押印は不要である。

問 24 奥書き載等を帰署後行ってもよいのか

(答)

質問応答記録書作成の一連の過程は、回答者の面前で行うことが望ましい。

ただし、特段の事情のある場合（質問応答本文の作成後に、回答者が退席した場合など）には、帰署後、奥書き載以降の記載等を行って差し支えない。

なお、この場合においても、回答者の署名押印等を求めた日と質問者・記録者の署名押印日が異なるのを避けるため、当日中に奥書き載以降の記載等を行うものとする。

〔作成終了後〕

問 25 質問応答記録書を完成させた後に、編てつ誤りや誤字等に気付いた場合、訂正できるのか

(答)

質問応答記録書は、記録者の契印により文書として完成するので、その後に、誤記、編てつの誤り等が判明しても、訂正・編てつのし直しをしてはならない。この場合、別途、調査報告書を作成するなどの方法により、その旨を明らかにする。

問 26 質問応答記録書を完成させた後に、回答者から、後日、訂正・変更の申立てがあった場合、どのように対応すべきか

(答)

回答者から、後日、訂正・変更の申立てがあっても、当該質問応答記録書には訂正等は行ってはならない。必要に応じ、訂正・変更の主張及び変更後の回答内容を記録するための新しい質問応答記録書を作成するなどの方法により対応する。

問 27 質問応答記録書の保管の際に、綴込用の穴を開けてもよいのか（又はひと回り大きい封筒等に穴を開け、それに入れて保管すべきか）

(答)

質問応答記録書は、綴込用の穴を開けて、他の調査関係資料と一緒に保管する。なお、綴込用の穴が応答本文等の記載にかかる場合には、ひと回り大きい封筒等に穴を開け、それに入れて保管する方法による。

問 28 回答者から質問応答記録書の写しの交付を求められた場合、どのように対応すべきか

(答)

質問応答記録書は、調査担当者と納税義務者等の応答内容を記録し、調査関係書類とするために調査担当者が作成した行政文書であり、納税義務者等に交付することを目的とした行政文書ではないことから、調査時に写しを交付しない。

また、作成途中の質問応答記録書（署名押印前のもの等）についても、写しを交付してはならない。

なお、個人情報保護法に基づき、納税義務者等自らが「質問応答記録書」の開示請求を行った場合には、原則として、開示されることとなる。

〔記載要領〕

問 29 回答者が外国人の場合、質問応答記録書（1ページ目の前書）の「回答者 氏名」欄はどのように記載するのか

(答)

質問応答記録書（初葉）の「回答者 氏名」欄の記載に当たって、外国人の氏名は、原則として、母国語による発音をカタカナ表記する。

問30 回答者が、実名とは別に、通称等を用いている場合、質問応答記録書（1ページ目の前書）の「回答者 氏名」欄はどのように記載するのか

(答)

実名とは別に、通称等を用いている場合、「回答者 氏名」欄には「…（通称）…こと××（実名）××」と記載する。

なお、回答者の署名押印に当たっては、原則として、回答者に対し実名による署名又は「…（通称）…こと××（実名）××」との署名を求めることとする。

問31 質問応答形式の作成に当たって、それぞれの「問」及びそれに対応する「答」に番号を付す必要があるか

(答)

引用・指摘の便宜のため、原則として、それぞれの「問」及びそれに対応する「答」に番号を付す。

問32 質問応答の冒頭において、回答者の①住所、②氏名、③年齢、④職業を質問する必要はあるか

(答)

質問応答の冒頭において、回答者が本人であることを確認するために、回答者の①住所、②氏名、③年齢（生年月日）、④職業（役職等）を質問（人定質問）する。

なお、回答者が、実名とは別に、通称等を用いている場合、その旨の回答（例「実名は××（実名）××だが、…（通称）…という名前を普段使用している。」）を記載する。

問33 質問応答の過程で、回答者に資料等の物件を提示した場合、「質問応答の要旨」の本文にどのようにその旨を記載すればよいか

(答)

質問応答の過程で、回答者に資料等の物件を提示した場合、何を提示したかを明らかにするため、次のように当該物件を示した旨を質問応答記録書本文に記載するとともに、その写しを末尾に添付する。

【記載例】

問○	このとき、本職は、回答者に対し、平成25年〇月〇日に提出を受けた甲野太郎名義の預金通帳1冊（X銀行、口座番号****）を提示し、その表紙の写し（資料1）及び「平成24年〇月〇日の出入金の記載のある頁」の写し（資料2）を本書末尾に添付することとした。
答○	これは、前回の質問調査の際、あなたから提出を受けた亡きご主人名義の預金通帳ですが、これによるとご主人が亡くなった直後の「平成24年〇月〇日」に500万円が出金されていますが、この出金手続を行ったのは誰ですか。 oooooooooooooooooooooooooooooooo

問 34 質問応答の過程で、回答者に対し資料等への書き込みを求めた場合、「質問応答の要旨」の本文にどのようにその旨を記載すればよいか

（答）

質問応答の過程で、回答者が資料等の写し（返還を要しないもの）を提出し、その写しに書き込みを求めた場合、次のようにその旨を質問応答記録書本文に記載する（記載例参照）とともに、本人が書き込んだことを証するため、回答者に日付（書き込みした日）の記載と署名押印を求める（資料記載例参照）。

なお、書き込みを求める場合、当該提出された資料等の写しが返還を要しないものであっても、それ自体は証拠として保全するとともに、質問応答記録書の添付用としても一部写しを作成し書き込みを求めるに留意する。

【記載例】

問○	このとき、本職は、回答者に対し、本日（平成25年〇月〇日）、その所持するノートの一部の写しの提出を受けたので、説明を求めた上、回答者がその写しに書き込み記入したもの（資料〇）を本書末尾に添付することとした。
答○	（黒塗り）

【資料記載例】

(例・ノートの一部の頁の写し)

N.O.
Date
.....

X銀行、300万

私が書いたものです。
平成〇年〇月〇日
甲野花子 ㊞

回答者本人が手書きで書き込みした場合、回答者に本提示資料に書き込みをした日付の記載及び署名押印を求める（住所の記載は不要）。

問 35

(答)

問 36 方言・専門用語・業界用語・略語等、一般に理解し難い語句が使用された場合、「質問応答の要旨」の本文にはそのまま記載することになるのか

(答)

方言・専門用語・業界用語・略語等、一般に理解し難い語句が使用された場合でも、そのまま記載した上で、必要に応じて、その意味するところを更に質問し明らかにさせたり、かっこ書によりその説明解釈を回答者の回答として記載する。

また、読み誤りやすい固有名詞、判読困難な文字、特殊な読み方をするもの等は、ふりがなをつける。

問37 回答者が外国人の場合、署名は母国語による署名でよいか

(答)

回答者が外国人の場合、署名は母国語による署名で差し支えない。また、署名のみで足り、押印は求めなくても差し支えない。

(参考) 外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律

第1条 法令ノ規定ニ依リ署名、捺印スヘキ場合ニ於テハ外国人ハ署名スルヲ以テ足ル

第2項 捺印ノミヲ為スヘキ場合ニ於テハ外国人ハ署名ヲ以テ捺印ニ代フルコトヲ得

問38 回答者の押印は、実印である必要があるか

(答)

押印については、印影が本人の姓（又は姓名）と一致し、かつ本人が使用しているものであれば足り、実印でなくてもよい。

問39 回答者が印鑑を所持していない場合、指印によって差し支えないか

(答)

回答者が印鑑を所持していない場合であって、回答者の了解があるときは、指印（原則として、左手人差指）によって差し支えない。

なお、署名押印（指印を含む）それ自体は回答者が任意に行うべきものであり、署名押印を強要していると受け止められないよう留意する。

問40 同一人に対し、質問調査を複数日行って得られた回答を一の質問応答記録書にする場合、前書や質問者・記録者の署名押印前の日付はどのように記載するのか

(答)

同一人に対し、質問調査を複数日行って得られた回答を一の質問応答記録書にする場合、1ページ目の前書については「上記の回答者に対し、平成〇年〇月〇日及び×年×月×日　〇〇市〇〇町1-2-3の甲野花子宅において、本職が質問し、任意に次のとおり回答を得た。」と複数日のいずれの日も記載する。

また、質問調査を複数日行って得られた回答を一の質問応答記録書にする場合の質問者・回答者の署名押印前の日付については、質問者・記録者が署名押印をした日（作成日）を記載する。

問 41 質問応答記録書は、実際の質問・回答のとおりの順番で、忠実に記載する必要があるのか

(答)

質問応答記録書の本文は、必ずしも回答者の問答を一字一句忠実に記載する必要はないが、回答者の応答の趣旨を正しく記載する必要がある。

この点については、読み上げ・提示の過程で、回答者が要旨ではなく回答したとおりに忠実に記載して欲しい旨申し立てた場合には、「〇 奥書の記載例（一覧）「7【読み上げ・提示段階で増減・変更の申立てがあった場合】」により対応することとする。

〔その他〕

問 42 質問応答記録書が定められる以前に、納税義務者等の回答内容について聴取書を作成したが、質問応答記録書として、改めて作成する必要はあるのか

(答)

質問応答記録書が定められる以前に作成した聴取書であっても、課税処分等に当たつての証拠資料として用いることはできるため、質問応答記録書として、改めて作成する必要はない。

○ 押印すべき箇所、押印者の一覧

	押印すべき箇所	押印者
訂正の認印	訂正箇所（挿入記号の起点又は削除線上） (注) 欄外は不要	記録者
末尾の 署名押印	【質問応答本文記載の最終行の次の行から】 回答者 【奥書、日付記載の次の行から】 質問者、記録者	同左
確認印	各ページ欄外の確認印欄 (質問応答本文の記載のあるページ、添付資料)	回答者
余白処理 の認印	余白斜線上	記録者
契印	各ページの裏面上部と次ページの余白上部の 中央にまたがって押印（全ページ）	記録者

○ 奥書の記載例（一覧）

1 【基本形】

問○	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。
答○	ありません。
	回答者 甲野花子 ㊞
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。
	平成25年〇月〇日（又は「前同日」）
	質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞
	記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞

2 【応答本文の記載が頁の最終行で終わる場合】

（応答本文の最終頁）

問○	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。
答○	ありません。
	回答者 甲野花子 ㊞
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。
	平成25年〇月〇日（又は「前同日」）
	質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞
	記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞

3 【回答者が印鑑を所持していない場合】

問○	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。
答○	ありません。
	回答者 甲野花子 指
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名指印した上、各頁に指印した。
	平成25年〇月〇日（又は「前同日」）
	質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞
	記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞

4 【回答者が署名押印を拒否した場合（確認印の押印も拒否）】

問○	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。
答○	ありません。
回答者	
以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は「（例）内容は間違いありませんが、家族から判子を押すなと言われているので署名押印したくありません。」旨申し述べ署名押印を拒否し、確認印の押印も拒否した。	
平成25年〇月〇日（又は「前同日」）	
質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞	
記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞	

5 【回答者が署名押印を拒否した場合（確認印の押印には応じる）】

問○	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。
答○	いません。
回答者	
以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は「（例）内容は間違いありませんが、署名押印については家族と相談しないとできません。」旨申し述べ署名押印を拒否し、各頁に確認印を押印した。	
平成25年〇月〇日（又は「前同日」）	
質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞	
記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞	

6 【回答者が各ページ欄外の確認印を拒否した場合（末尾の署名押印には応じる）】

問○	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。
答○	いません。
回答者 甲野花子 ㊞	
以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印したが、「（例）全部の頁を読ませてもらいましたが、捨印みたいな判子は押したくはありません。」旨申し述べ確認印の押印を拒否した。	
平成25年〇月〇日（又は「前同日」）	
質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞	
記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞	

7 【読み上げ・提示段階で増減・変更の申し立てがあった場合】

問〇	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。
答〇	ありません。
問〇	以上のとおり記録して、あなたに読み上げ、かつ、提示させていただいたところ、付け加えたいことがあるとのことですので、述べてください。
答〇	問〇のご質問に対し、先ほどは、答〇に記載してもらったとおり、このノートには私や長女が記載するとお話しました。それは大まかに言えばということであり、細かく言えば、別居している長男が帰省したりすれば、彼が私たちへの連絡事項を記載することもありました。このことを付け加えてください。 そのほか、訂正したり、付け加えてもらいたいことはありません。
	回答者 甲野花子 ㊞
	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。
	平成25年〇月〇日（又は「前同日」）
	質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞
	記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞

8 【回答者の署名押印した行以降を余白として次の頁に記載する場合】

(応答本文の最終ページ)

問〇	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。
答〇	ありません。
	回答者 甲野花子 ㊞

(次ページ)

	以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に読み上げ、かつ、提示したところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。
	平成25年〇月〇日（又は「前同日」）
	質問者 ××税務署 財務事務官 国税一郎 ㊞
	記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞

9 【質問調査した場所と、質問応答記録書を読み上げ・提示した場所が異なった場合（例、回答者宅で質問調査を行い、帰署後に記録書本文を作成した後、来署した回答者に読み上げ・提示した場合）】

問○	以上で質問を終えますが、何か訂正したい又は付け加えたいことはありますか。
答○	ありません。
回答者 甲野花子 ㊞	
以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、××税務署において、回答者に読み上げ、かつ、示したところ、回答者が誤りのないことを確認し、各頁に確認印を押印した。	
平成25年〇月〇日	
質問者 ××税務署 財務事務官 国統一郎 ㊞	
記録者 ××税務署 財務事務官 税務次郎 ㊞	